

「大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領」新旧対照表

改正後（抜粋）	改正前（抜粋）
<p>第1条（略）</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第2条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）研修事業内容に関する要件</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 研修カリキュラムは、「認知症証介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。）の1エに基づき、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」の内容に沿ったものとし、<u>研修教材は、認知症介護指導者の監修により申請者が独自に開発したものであること。</u></p> <p>④ 講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な受講料等の額を設定して実施できること。</p> <p>⑤ 研修事業は、府内（政令指定都市を除く。）に所在する事業所に勤務する者を広く対象とし、実施すること。</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>⑤（略）</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この要領は、令和3年8月10日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年11月26日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和7年3月31日から施行する。ただし、施行前の日に指定を受けた研修事業者の研修教材については、なお従前の例による。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この要領の施行の際現に改正前の大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「新要領」という。）の様式により提出されたものとみなす。</p> <p>2 旧要領の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要領の様式により作成した書類として使用することができる。</p> <p>3 <u>この要領の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における本要領第2条第2項第4号④の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。</u></p> <p>4 <u>この要領の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日</u></p>	<p>第1条（略）</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第2条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められる場合は、研修事業者として指定するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）研修事業内容に関する要件</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 研修カリキュラムは、「認知症証介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「厚生労働省老健局計画課長通知」という。）の1エに基づき、認知症介護研究・研修センターが作成した「認知症介護基礎研修シラバス」の内容に沿ったものとすること。かつ研修教材は、申請者が独自に開発したこと。</p> <p>④ 講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な受講料等の額を設定して実施できること。</p> <p>⑤ 研修事業は、府内（政令指定都市を除く。）に所在する事業所に勤務する者を広く対象とし、実施すること。</p> <p>（3）（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）申請者又は申請者の代表者若しくはその構成員が、次のいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>④ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>⑤（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この要領は、令和3年8月10日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年11月26日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年3月31日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（経過措置）</p> <p>第1条 この要綱の施行の際に改正前の大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「旧要領」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「新要領」という。）の様式により提出されたものとみなす。</p> <p>2 旧要領の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要領の様式により作成した書類として使用することができる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

「大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領」新旧対照表

改正後（抜粋）	改正前（抜粋）
<p>前日までの間における本要領第3条第1項第10号に規定する様式第3号及び同様式中別添第1中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」と読み替えるものとする。</p>	

「大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領」新旧対照表

改正後（抜粋）			改正前（抜粋）								
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>受付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>認知症介護基礎研修実施法人 指定申請書 年 月 日</p> <p>大阪府知事様 所在地</p> <p>申請者 名 称</p> <p>大阪府認知症介護実践者等養成事業実施要綱第4条第1項に基づき、認知症介護基礎研修を実施する者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>			受付番号			<p>様式第1号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>受付番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>認知症介護基礎研修実施法人 指定申請書 年 月 日</p> <p>大阪府知事様 所在地</p> <p>申請者 名 称</p> <p>大阪府認知症介護実践者等養成事業実施要綱第4条第1項に基づき、認知症介護基礎研修を実施する者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。</p>			受付番号		
受付番号											
受付番号											
申請者	フリガナ 名 称										
	所在地	(郵便番号) 都 道 郡 市 府 県 区									
		(ビルの名称等)									
	連絡先	電話番号			FAX番号						
	法人の種別			法人所轄庁							
	代表者の職・ 氏 名	職 名	フリガナ								
			氏 名								
	代表者の住所	(郵便番号) 都 道 郡 市 府 県 区									
		(ビルの名称等)									
	指定を受けようとする研修事業		研修事業名称	開始(予定)年月日							
		認知症介護基礎研修									
研修教材作成時に監修した認知症介護指導者の氏名											
既に指定等を受けている研修事業等の名称											
備考											
<p>1 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないこと。 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入すること。 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が行政庁（大臣、都道府県知事等）の許認可を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記載すること。 4 「既に指定等を受けている研修事業等の名称」欄は、既に指定等を受けている研修事業等について、記入すること。</p>											
備考											
<p>1 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には記載しないこと。 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入すること。 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が行政庁（大臣、都道府県知事等）の許認可を受けて設立された法人である場合に、その行政庁の名称を記載すること。 4 「既に指定等を受けている研修事業等の名称」欄は、既に指定等を受けている研修事業等について、記入すること。</p>											

「大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領」新旧対照表

改正後（抜粋）	改正前（抜粋）																														
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">要件確認申立書</p> <p>大阪府知事様</p> <p>私（当団体）は、大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、認知症介護基礎研修の研修事業者の指定申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。</p> <p><u>なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちに「該当事項届出書（別添第1）」によりその旨を届けます。また、本件に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、要領第9条に基づき、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されても何ら異議の申し立てを行いません。</u></p> <p>記</p> <p>※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申立事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用するなどしている。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>6 (事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者</td><td>はい・いいえ</td></tr> </tbody> </table>	申立事項		1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ	2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ	3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ	4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用するなどしている。	はい・いいえ	5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ	6 (事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ	<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">要件確認申立書</p> <p>大阪府知事様</p> <p>私（当団体）は、大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、認知症介護基礎研修の研修事業者の指定申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。</p> <p>記</p> <p>※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申立事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用するなどしている。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>6 (事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者</td><td>はい・いいえ</td></tr> <tr> <td>7 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。</td><td>はい・いいえ</td></tr> </tbody> </table>	申立事項		1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ	2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ	3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ	4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用するなどしている。	はい・いいえ	5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ	6 (事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ	7 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
申立事項																															
1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ																														
2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ																														
3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ																														
4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用するなどしている。	はい・いいえ																														
5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ																														
6 (事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ																														
申立事項																															
1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ																														
2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ																														
3 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ																														
4 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不恰に利用するなどしている。	はい・いいえ																														
5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ																														
6 (事業者においては、) 次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ																														
7 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ																														

「大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領」新旧対照表

改正後（抜粋）			改正前（抜粋）		
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ	8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ	9	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ
<p>※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、研修事業の指定を受けることはできません。</p> <p>年　月　日</p> <p><u>住所（所在地）</u> <u>名称（団体名）</u> <u>氏名（代表者）</u></p>			<p>※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、研修事業の指定を受けることはできません。</p> <p>年　月　日</p> <p><u>住所（所在地）</u> <u>名称（団体名）</u> <u>氏名（代表者）</u></p>		

「大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領」新旧対照表

改正後（抜粋）	改正前（抜粋）
<p>※下記要件に該当したことが判明した場合のみ使用 (別添第1)</p> <p>該当事項届出書</p> <p>大阪府知事様</p> <p>私（当団体）は、大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領第2条第2項第4号に規定する次の各号のうち、第　号に該当する者となったので、本書面を届出ます。</p> <p>1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）</p> <p>2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）</p> <p>3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）</p> <p>4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p> <p>年　月　日</p> <p>法人等住所 法人等名称 代表者職・名</p>	<p>※下記要件に該当したことが判明した場合のみ使用 (別添第1)</p> <p>該当事項届出書</p> <p>大阪府知事様</p> <p>私（当団体）は、大阪府認知症介護基礎研修事業者指定実施要領第2条第2項第4号に規定する次の各号のうち、第　号に該当する者となったので、本書面を届出ます。</p> <p>1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）</p> <p>2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）</p> <p>3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）</p> <p>4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者</p> <p>5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者</p> <p>年　月　日</p> <p>法人等住所 法人等名称 代表者職・名</p>